

ものづくり支援センターしもすわ  
技術伝承事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内中小企業者が経営者の高齢化・後継者不在により廃業を余儀なくされたことにより、身につけた技術を地域の企業に技術伝承を図ることを目的とし、技術・技能（以下「技術伝承」という。）という。）を伝承する経費に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付を受けることができるのは以下に掲げる者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条各号に該当する中小企業者であり、申請者の所在地が町内の者に限る。
- (2) 技術伝承料及び技術伝承に係る設備の取得の引受者
- (3) 町税が課税されかつ納期期限到来額が完納されている者に限る。
- (4) 前(1)・(2)・(3)・(4)号に準ずる者として、ものづくり支援センターしもすわ理事長（以下「理事長」という。）が認めた者。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、技術伝承料（人件費）、設備取得費及び事業の一部の事業譲渡を対象とする。この限りでないものは、特に理事長が認めたものとする。

- 2 技術伝承料とは技術導入を行おうとする企業が廃業等をする企業の技術を受け継ぐために支払うものを対象とする。
- 3 設備取得費とは技術導入を行おうとする企業が廃業等をする企業の技術伝承に関わる設備等を購入する費用を対象にする。
- 4 事業の一部を事業譲渡に係る技術移転（人件費）を受け継ぐために支払うものを対象とする。

(補助額)

第4条 補助額は、技術伝承料及び設備取得費とし、以下に決める。

- (1) 技術伝承料の補助金の補助額は、3分の2以内で限度額32万円とする。  
(千円以下切り捨て)
- 3 設備取得費の補助金の補助額は、3分の2以内で限度額10万円とする。  
(千円以下切り捨て)
- 4 補助金の交付額は、1企業につき1年間1回とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする中小企業は、ものづくり支援センターしもすわの技術伝承等事業補助金交付申請書(様式第1号)を作成し、支払いを証する書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 理事長は、前条に規定する申請書を受理した時は、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、ものづくり支援センターしもすわ技術伝承等事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者へ通知するものとする。

(交付対象期間)

第7条 毎年1月1日から12月31日の間に技術伝承が完了した事業に限る。

(交付申請期間)

第8条 対象期間の翌年1月10日から1月31日とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

ものづくり支援センターしもすわ  
技術伝承等事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

ものづくり支援センターしもすわ  
理事長 原 雅廣 様

申請者 住 所  
事業所名  
代表者名 ⑩  
電 話 ー

下記のとおり技術伝承等事業補助金を交付してください。

記

- 1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金算出根拠
  - ① 技術指導料（支払額： \_\_\_\_\_）×3分の2以内限度額32万円以内
  - ② 設備取得費（支払額： \_\_\_\_\_）×3分の2以内限度額10万円以内
- 3 添付書類
  - (1) 技術伝承料の契約及び支払いを証する書類の写し
  - (2) 設備取得費の売買契約書及び支払いを証する書類の写し
  - (3) 納税証明書（課税額がありかつ滞納額がないこと）

中小企業者の範囲（中小企業基本法第2条）

業 種	中小企業者（以下のいずれかを満たすこと）	
	資本金（出資総額）	従業員（常用）
<input type="checkbox"/> 製造業、建設業、運輸業 その他の業種	<input type="checkbox"/> 3億円以下	<input type="checkbox"/> 300人以下
<input type="checkbox"/> 卸売業	<input type="checkbox"/> 1億円以下	<input type="checkbox"/> 100人以下
<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 5,000万円以下	<input type="checkbox"/> 100人以下
<input type="checkbox"/> 小売業	<input type="checkbox"/> 5,000万円以下	<input type="checkbox"/> 50人以下

様式第2号（第6条関係）

ものづくり支援センターしもすわ  
技術伝承等補助金交付決定通知書

平成 年 月 日

御中

ものづくり支援センターしもすわ  
理事長 原 雅廣

年 月 日付で申請のありました、ものづくり支援センターしもすわ  
技術伝承等補助金の交付につきまして、次のとおり決定したので通知いたします。

1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円